

研究結果報告書

研究結果

韓国法においては、不動産の所有者がその登記名義を自分でなく他人の名義にしておくことを「名義信託」という法律用語で表している。この「名義信託」という概念は、韓国の最高裁である大法院によって認められた法理であるが、それは朝鮮高等法院(以下、「朝高院」とする)の判例を取り入れたものである。ただ、朝高院では、「名義信託」という用語は使わず、「信託的譲渡」という用語を使っていた。このような朝高院の判例に対しては、否定的な態度で接しているのが多くの韓国の学説の態度であった。

ところで、具体的に朝高院はどのような理論として現在の名義信託の基礎となった法的判断を下したのか、正しく理解されていない面がある。これまで韓国では、朝高院の判例については否定的な観点からみられてきたため、あまり研究されて来なかった。このことは、信託的譲渡論だけでなく広く朝高院の判例全体についてもいえることである。

朝高院は登記名義だけを譲渡する信託的譲渡を幅広く認めていた。朝高院のときに信託的譲渡という法理論が出されたきっかけは、団体の所有権と関連する問題が発端である。まずは、韓国において、1910年にいきなり近代的な登記制度がはじめて導入されたとき、当時の日本民法には共有だけが規定されており、合有や総有という規定はなかった。最初に朝高院が血族集団である宗中の所有形態を共有であると解釈したことはもちろん現在の視点からみれば問題であるともいえるが、当時の状況ではやむを得ない選択であったと解される。また、直接的に宗中を当時の日本の民法で規定する権利能力のある法人として認めることも困難であった。

朝高院のときの信託的譲渡理論は過去の所有形態を近代的登記制度につなげる過程で選択されたやむを得ない態度であった。信託的登記に表象された所有権を関係的所有権として理解して一定の効力を与えた態度からも窺わせる。いいかえれば、近代的な登記制度を導入における避けられない困難な問題であったことに重要な理由が内包されていたのではないかと考える。

研究成果の公表について(予定も含む)

口頭発表 (題名・発表者名・会議名・日時・場所等)

論文 (題名・発表者名・論文掲載誌・掲載時期等)

朝鮮高等法院の裁判官について 高橋隆二のこと ・金祥洙・国際商事法務583号・2011年1月(副成果)

朝鮮高等法院の判例の再評価 不動産の信託的譲渡を中心に ・金祥洙・南山法学34巻3=4号・2011年6月予定(主成果)

書籍 (題名・著者名・出版社・発行時期等)